

4 水推第 1210 号
令和 4 年 12 月 12 日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（諮問第 404 号）

別紙のとおり、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成 26 年政令第 324 号）の一部を改正する政令を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 28 条第 5 項において準用する同法第 26 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

政令第 号

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三三号）第二十八条第一項及び同条第五項において準用する同法第二十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（届出養殖業の指定）

第二条 法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの

ロ 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条に規定する養殖業を営んでいる者についての内水面漁業の振興に関する法律第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「その養殖業を開始する日の一月前までに」とあるのは、「令和五年六月三十日までに」とする。

理由

内水面漁業の持続的かつ健全な発展を図るため、農林水産大臣への届出を要する届出養殖業として一定の要件を満たす陸地において営む養殖業を定める必要があるからである。

○ 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出養殖業の指定）</p> <p>第二条 法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。</p> <p>二 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの</p> <p>ロ 養殖の用に供した水を餌料の投与等によつて生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの</p> <p>（指定養殖業の許可について準用する漁業法等の規定の読替え）</p> <p>第三条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（指定養殖業の許可について準用する漁業法等の規定の読替え）</p> <p>第二条 （略）</p>

令和 4 年 12 月
農 林 水 産 省

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

I. 趣旨

内水面漁業の振興に関する法律において、内水面漁業の有する機能の発揮に資するように内水面漁業を持続的かつ健全に発展させるため、漁業法の規定が適用される水面以外の水面（内水面）で営まれる養殖業のうち、その実態を把握する必要があると認められるものを、内水面漁業の振興に関する法律施行令（以下「施行令」という。）において届出養殖業として定め、当該養殖業を営もうとする者に対して、養殖場の所在地等を届け出させる旨が規定されている。

現在内水面で営まれている養殖業のうち、古くから河川沿い等で営まれている淡水魚の養殖等は、周辺環境への影響等が概ね把握されているが、近年、多額の投資と高度な技術を用い、陸地において海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖するなど、陸地において新たな養殖方法を取り入れた養殖業が営まれ始めている。

これらの新たな養殖方法を取り入れたものは、排水等に伴う周辺環境への影響等についての十分な知見がないことから、持続的かつ健全に発展させていくためには、養殖場の所在地や養殖方法など当該陸上養殖の実態を把握する必要がある。

このため、新たな養殖方法を取り入れた内水面において営む養殖業を届出養殖業として規定することを旨として、施行令の改正を行う。

II. 改正の概要

届出養殖業として、陸地において営む養殖業であって、次の各号のいずれにも該当するものを規定する。

- 一 食用の水産動植物（うなぎを除く。）を養殖するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの
 - ロ 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの

III. 今後の予定

閣議：令和 5 年 1 月下旬（予定）

施行：令和 5 年 4 月 1 日（予定）

※既存の陸上養殖業者については、令和 5 年 6 月 30 日まで経過措置を設ける。

届出養殖業の対象となる陸上養殖

第二条 法第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、陸地において営む養殖業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 食用の水産動植物(うなぎを除く。)を養殖するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 水質に変更を加えた水又は海水を養殖の用に供するもの
 - ロ 養殖の用に供した水を餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排出するもの



	掛け流し式 (物質の除去あり)	掛け流し式 (物質の除去なし)	循環式
河川等の淡水 湧水		□	イ(水質変更)
上下水道の水	<実態なし>	<実態なし>	イ(水質変更)
海水	イ(海水)	イ(海水) □	イ(水質変更)

※黄色セルが届出対象となり得るもの。

○水産基本計画（令和 4 年 3 月閣議決定）（抜粋）

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

2 養殖業の成長産業化

（5）陸上養殖

陸上養殖については、実態把握調査を実施するとともに、都道府県を通じたフォローアップ調査を定期的を実施し、調査結果について公表して実態の「見える化」を促進する。これに加え、陸上養殖を内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づく届出養殖業に位置付ける。